

様式第十二（第二十五条、第百三十七条の八関係）

薬局製剤製造業許可申請書

製 造 所 の 名 称		〇〇薬局	
製 造 所 の 所 在 地		東京都世田谷区世田谷〇丁目〇番〇〇号 □□ビル1階	
許 可 の 区 分		薬局製剤	
製 造 所 の 構 造 設 備 の 概 要		薬局等構造設備規則第 1 1 条のとおり	
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名		世田谷太郎、世田谷次郎、世田谷花子	
管 理 者	氏 住	・「氏名」に「薬局の管理者と同じ」と記入した場合は、「資格」及び「住所」の記入は省略 できます。 ・薬局の管理者以外の場合は、「氏名」及び「住所」を記入。その場合「資格」には「薬剤師」 と記入し、薬剤師名簿登録年月日及び登録番号を記入してください。	
有 申 請 者 者 (法 人 に あ つ て は 、 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 を 含 む) の 欠 格 条 項	(1) 法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	全員なし	
	(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	全員なし	
	(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後	全員なし	
	(4) 法、麻薬及び向精神薬の法令で政令で定める反行為があつた日か	全員なし	
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし	
	(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし	
	(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし	
備 考		薬局開設許可年月日 年 月 日 許可番号 第 月 号	

上記により、薬局製剤の製造業の許可を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

世田谷区世田谷保健所長 あて